

(案)

## 観光振興事業費補助金

(クルーズ等訪日旅客の受入促進事業)

### 募集要領

(令和8年度 第1回)

■受付期間

令和8年3月23日(月)～令和8年4月17日(金)

17:00(必着)

■提出先(別表参照)

各地方整備局港湾空港部等

各地方運輸局海事振興部等

■問い合わせ先

国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室 遠藤、柏田

Tel: 03-5253-8111(内線 46-424、46-422)

03-5253-8673(直通)

国土交通省海事局外航課 楠山、小室

Tel: 03-5253-8111(内線 43-304、43-367)

03-5253-8119(直通)

国土交通省海事局内航課 松崎、田中

Tel: 03-5253-8111(内線 43-451、43-454)

03-5253-8625(直通)

## ■目 次

I. クルーズ等訪日旅客の受入促進事業の概要	
1. 背景、目的	2
2. 事業内容	2
II. 応募（申請）、審査・評価について	
1. 応募（申請）について	6
2. 事業計画について	10
3. 補助事業の計画変更について	10
4. 審査・評価について	10
5. 事業の採択	12
III. 補助金の交付等	
1. 補助金の交付申請	13
2. 交付決定（交付決定変更も含む）	13
3. 補助事業の変更について	13
4. 実績報告及び補助金の額の確定について	14
5. 補助金の経理	14
6. 事業中及び事業完了後の留意点	14

### 【別添資料】

- ・別添1 事業の申請書（様式1）
- ・別添2 事業計画 Excel 版（様式2）または事業計画 Word 版（様式3）
- ・別添3 事業計画記載例
- ・別添4 提出物チェックリスト
- ・別添5 事業実施フロー

## I. クルーズ等訪日旅客の受入促進事業の概要

### 1. 背景、目的

令和5年3月より本格的に国際クルーズの運航を再開し、観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）に掲げる、令和7年に「訪日クルーズ旅客を250万人」「外国クルーズ船の寄港回数を2,000回超え」「外国クルーズ船の寄港する港湾数を100港」の目標の実現に向け取り組んできたところです。

多様な寄港港湾を有する我が国においては、港湾周辺等における観光、体験、交流を通じた地方誘客・消費拡大という面で大きなポテンシャルを有しており、これら港湾等インフラを有効に活用した更なる観光等資源開拓や魅力向上を図ることが求められています。

クルーズ等訪日旅客の受入促進事業（以下、「本事業」という。）は、地方への更なる寄港促進、地域経済効果の創出、二次交通不足解消やクルーズ船旅客の受入機能強化、国内事業者の訪日旅客新規獲得と地方誘客の促進を行う事業を対象として補助金の交付を通じた港湾周辺等の魅力向上を図りつつクルーズ需要を確実に取り込むことで、我が国のクルーズ等による「持続可能な観光」、「消費額拡大」及び「地方誘客促進」を目指すことを目的としています。

### 2. 事業内容

#### 2. 1 補助対象事業

- (1) 地方への更なる寄港促進
- (2) 地域経済効果の創出
- (3) 二次交通不足解消やクルーズ船旅客の受入機能強化
- (4) 国内事業者のインバウンド需要新規獲得と地方誘客の促進

#### 2. 2 補助対象経費等

補助対象経費の区分は次のとおりです。

##### (1) 地方への更なる寄港促進

- 1) クルーズ船のさらなる大型化及び新たな寄港地開拓に対応するための船舶航行の安全性の検証及び現地における安全性の確認に必要な経費のうち調査費、協議会運営費  
例：船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認、小規模港湾等における安全性確認等
- 2) クルーズ船の受入に係る住民理解の促進やマナー啓発等に必要な経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費、設備整備費、システム整備費、コンテンツ制作費、物品購入費

例：セミナー、船内見学会、訪日クルーズ旅客へのマナー啓発（動画作成、看板設置）等

- 3) 寄港プロモーションに要する経費のうち企画運営費、プロモーション費、協議会運営費、コンテンツ制作費

例：国際展示会の開催・出展、商談会の開催、デジタル媒体による情報発信等

## (2) 地域経済効果の創出

- 1) 寄港地観光ツアー及び海上観光の造成・販路拡大に必要な経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費、設備整備費、システム整備費

例：上質な寄港地観光プログラムの造成、海上観光ツアーの実証等

- 2) 地場製品の消費スキームの構築に必要な経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費

例：船内レストランでの地元食材提供のスキーム構築、岸壁等における地元製品の販売のスキーム構築等

## (3) 二次交通不足解消やクルーズ旅客の受入機能強化

- 1) 港湾周遊促進のための賑わい施設の整備に必要な経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費、設備整備費、システム整備費、物品購入費

例：プロムナード、モニュメント、サイクリング施設、港湾周遊促進のためのアプリ開発等

- 2) 二次交通確保に向けた取組に必要な経費のうち企画運営費、協議会運営費、設備整備費、システム整備費、物品購入費等

例：カード決済システム、デジタルサイネージ、簡易バスロケ機能等

- 3) クルーズ船寄港に伴う受入機能確保に必要な以下の経費

### (i) 旅客上屋等ありの港湾

旅客上屋等の改修や旅客上屋等にアクセスする屋根付き通路やボーディングブリッジの整備に係る経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費、物品購入費、補償費

#### ① 旅客上屋等の改修

(待合設備、電源設備、内装の改修・増改築、旅客動線等の効率化・CIQスペースの確保)

#### ② 屋根付き通路

#### ③ ボーディングブリッジ

※旅客上屋等とは旅客上屋又はその代替施設（貨物上屋）

### (ii) 旅客上屋等なしの港湾

クルーズ船の寄港に必要な受入施設（仮設のものに限る）の整備に係る経費のうち物品購入費

- ① 旅客待合所等（テント等）
- ② CIQに必要な設備（テント・電源設備等）

#### （4）国内事業者のインバウンド需要新規獲得と地方誘客の促進

- 1）訪日外国人旅行者が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築に必要な経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、システム整備費、物品購入費
- 2）国内クルーズプロモーション、インバウンドの地方誘客を促進する新事業モデルの開発に必要な経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費、システム整備費、物品購入費、船舶チャーター費

### 2. 3 補助率及び収益納付

- ・補助率は、1 / 2 以内です。
- ・本事業では、事業完了時まで直接生じた収益金について、補助金交付時に実施額から減額した金額に補助率を乗じて交付します。

### 2. 4 補助対象事業者

本事業の補助対象者は次のとおりです。なお、複数事業者の連携による申請も可とします。

- （1）港湾管理者
- （2）地方公共団体
- （3）民間事業者（登録DMO及び候補DMOを含む）
- （4）クルーズ振興のための地域の協議会等※

※1「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。

- 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
- 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）
- 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者

ただし、補助対象事業者及び関係者が次の（i）から（vii）までのいずれかに該当する場合は補助対象外となります。また、採択後に判明した場合も補助対象外となります。

- （i）役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第 77 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) であると認められるとき。

- (ii) 暴力団 (暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (iii) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (iv) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (v) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (vi) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が (i) から (v) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (vii) 事業者が、(i) から (v) までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合 ((vi) に該当する場合を除く。) に、国が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

## Ⅱ. 応募（申請）、事業計画、審査・評価について

### 1. 応募（申請）について

以下のとおり、事業を募集します。

#### 1. 1 提出書類

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 事業計画 Excel 版（様式2）または、事業計画 Word 版（様式3）
- (3) 補助対象事業費の算出根拠資料
- (4) クルーズ振興を通じた地域活性化のために行った具体的な取り組みが分かる資料
- (5) 定款
- (6) 登記事項証明書
- (7) (決算) 貸借対照表（直前三年の各事業年度）
- (8) (決算) 損益計算書（直前三年の各事業年度）

※（4）については、申請者にクルーズ振興のための地域の協議会等や複数の港湾管理者・地方公共団体により事業に応募する場合のみ提出して下さい。

※（5）～（8）については、申請者に民間事業者（個人事業主を除く。）が含まれる場合のみ提出して下さい。

#### 1. 2 書類受付期間

令和8年3月23日（月）～ 令和8年4月17日（金）17：00（必着）

#### 1. 3 書類提出方法

応募書類は、電子メールにより提出下さい（紙媒体の持参又は郵送は不要です）。  
電子メール送信後、提出した旨を必ず電話にて連絡して下さい。

#### 1. 4 書類提出先

別表1の通り

<別表 1 >

<地方整備局等>

- (1) 地方への更なる寄港促進を実施する補助対象事業者
- (2) 地域経済効果の創出のうち、
  - ・寄港地観光ツアー及び海上観光の造成・販路拡大を実施する港湾管理者、地方公共団体、クルーズ振興のための地域の協議会等※
  - ・地場製品の消費スキーム構築を実施する補助対象事業者
- (3) 二次交通不足解消やクルーズ旅客の受入機能強化を実施する補助対象事業者

<地方運輸局等>

- (2) 地域経済効果の創出のうち、
  - ・寄港地観光ツアー及び海上観光の造成・販路拡大を実施する民間事業者
- (4) 国内事業者のインバウンド需要新規獲得と地方誘客の促進を実施する補助対象事業者

※「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認めた団体をいう。

- 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
- 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）
- 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者

【地方整備局等】

提出先	メールアドレス・電話番号
北海道開発局港湾空港部 港湾計画課 調査係	E-mail : hkd-ky-kouwanhojo1-81e@gxb.mlit.go.jp Tel : 011-709-2311 (内線 5617)
東北地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.thr-i-kyoku@mlit.go.jp Tel : 022-716-0005
関東地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ担当係	E-mail : pa.ktr-cr-promotion@gxb.mlit.go.jp Tel : 045-211-7437
北陸地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.hrr-koudo84@gxb.mlit.go.jp Tel : 025-370-6706
中部地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.cbr-chubu-cruise@mlit.go.jp Tel : 052-203-6330
近畿地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.kkr-kinki-cruise@gxb.mlit.go.jp Tel : 078-391-3102
中国地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.cgr-cruise@mlit.go.jp Tel : 082-511-3928
四国地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.skr-cruise@gxb.mlit.go.jp Tel : 087-811-8360
九州地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.qsr-89-kaiyou-cruise@gxb.mlit.go.jp Tel : 092-418-3379
内閣府沖縄総合事務局開発建設部 港湾計画課 クルーズ専門官	E-mail : kaiyou-cruise.h7w@ogb.cao.go.jp Tel : 098-866-1906

【地方運輸局等】

提出先	メールアドレス・電話番号
北海道運輸局海事振興部 旅客・船舶産業課	E-mail : hkt-hok-kaijishinkou@ki.mlit.go.jp Tel : 011-290-1011
東北運輸局海事振興部 海事産業課	E-mail : tht-kaijisangyo@ki.mlit.go.jp Tel : 022-791-7512
関東運輸局海事振興部 旅客課	E-mail : ktt-kai-ryo@ki.mlit.go.jp Tel : 045-211-7214
北陸信越運輸局海事部 海事産業課	E-mail : hrt-kaijisangyouka@gxb.mlit.go.jp Tel : 025-285-9156
中部運輸局海事振興部 旅客課	E-mail : cbt-chubu-s3@gxb.mlit.go.jp Tel : 052-952-8013
近畿運輸局海事振興部 旅客課	E-mail : kinki-kaishinryokaku@ki.mlit.go.jp Tel : 06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部 旅客課	E-mail : kbn-kober3@gxb.mlit.go.jp Tel : 078-321-3146
中国運輸局海事振興部 旅客課	E-mail : cgt-ryokaku@gxb.mlit.go.jp Tel : 082-228-3679
四国運輸局海事振興部 海運・港運課	E-mail : skt-kaiunkoun@ki.mlit.go.jp Tel : 087-802-6807
九州運輸局海事振興部 旅客課	E-mail : qst-k-kaiji-ryokyaku@ki.mlit.go.jp Tel : 092-472-3155
内閣府沖縄総合事務局運輸部 総務運航課	E-mail : tokkyo-yusou.h5d@ogb.cao.go.jp Tel : 098-866-1836

## 2. 事業計画について

2. 1 事業計画の様式は、「1. 4 書類提出先」によって様式が異なります。下記の記載に該当する様式を使用してください。

- ・地方整備局等に提出する事業を行う場合は、事業計画 Excel 版（様式 2）
- ・地方運輸局等に提出する事業を行う場合は、事業計画 Word 版（様式 3）

2. 2 地方整備局等に提出する事業計画（Excel 版）の策定に当たっては以下に留意して下さい。

(1) 事業計画にクルーズ船寄港に伴う受入機能確保のための事業（旧国際クルーズ旅客受入機能高度化事業）を含む場合は、必ずソフト事業とセットで策定して下さい。

(2) 目標設定等

事業計画の全体目標（全体 K P I）に加え、年度毎かつ個別目標（事業別 K P I）について設定して下さい。

(3) 事業計画期間

最大 3 ヶ年度まで定めることができます。複数年度にまたがる事業の取り扱い、次のとおりです。

- 1) 応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- 2) 事業計画が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。但し、年度ごとの概算事業費について、当初計画より変更がある場合は改めて事業計画変更の申請をしていただきます。
- 3) 各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- 4) 従って、事業着手をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- 5) 年度計画を途中で変更する場合は、速やかに協議を行い、必要に応じて事業計画変更の申請をしていただきます。
- 6) 本補助金は国庫債務負担行為としての国会の議決を得ていないため、当該年度に必要な経費に対して補助が行われます。翌年以降の支出計画に対しては本年度予算による補助を行うことができませんのでご留意ください。

## 3. 補助事業の計画変更について

補助事業者は、やむ得ない事情により、次の（１）又は（２）を行おうとする場合には、軽微な変更を除いてあらかじめ承認を得る必要があります。

- （１）個別事業間の補助対象経費の配分について変更する場合
- （２）補助対象事業の内容を変更する場合
- （３）補助事業を中止し、又は廃止する場合、また、やむ得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。以上の手続きを行わず、計画内容を変更し、受理された事業計画と異なるものを実施したと判断された場合、補助の対象となりませんので、ご注意願います。また、既に補助金を受領していた場合には、補助金の返還を求めることがありますのでご留意願います。

軽微な変更は、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- １）事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の自由な創意により、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ２）事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- ３）各配分額の１０％以内の流用増減

#### ４．審査・評価について

受付期間中に応募のあった事業計画については、以下の観点から審査・評価します。審査・評価の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載があった場合には、当該応募を無効とします。

##### <審査・評価の観点>

###### ① 申請者について

- ・実施体制の妥当性
- ・クルーズ船社や地域内関係者との連携状況

###### ② 事業計画内容について

- ・本事業の目的との整合性
- ・国際観光旅客税の用途に関する基本方針<sup>\*</sup>との整合性
- ・実現可能性
- ・概算事業費及び経費内訳の妥当性

・事業実施による成果目標等の妥当性

※ 国際観光旅客税の使途に関する基本方針 ([shiryo20.pdf](#))

## 5. 事業の採択

有識者委員会の審査・評価結果等を踏まえ、国土交通大臣が申請者に対し、提出された事業の採択もしくは不採択の結果を書面により通知します。採択した事業については、併せて、海事局長又は港湾局長が予算額（執行可能額）を申請者に通知（内定通知）します。なお、結果の通知は令和8年5月下旬頃を予定しています。

## Ⅲ. 補助金の交付等

補助金の交付申請手続き等については、事業採択の通知時にお知らせします。

補助金の交付申請受付窓口は、事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）又は各地方運輸局等（以下、本章において「各地方整備局等」という。）です。補助金の交付申請等にあたっては、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱及び本募集要領の内容を遵守して頂きます。

### 1. 補助金の交付申請

事業採択の通知を受けた申請者（以下、「補助対象事業者」という。）が補助金の交付を受けようとする際には補助金交付申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。

なお、交付決定前に事業着手している事業は補助対象外となります。既採択事業であっても、事業の全体計画に変更が生じた場合には、変更手続きが完了する前に当該変更部分に着手した工事等については補助対象外となりますので、ご注意ください。

また、消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。また、土地の取得に要する費用は補助対象外です。

### 2. 交付決定（交付決定変更も含む）

提出された補助金交付申請書については、次の事項等について審査をし、適当と認められた場合交付を決定します。

- ・ 交付要綱及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 事業計画の内容に適合していること。
- ・ 補助金の対象とする経費に、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）第2条第1項第1号から第4号に規定する補助金等）が含まれていないこと。

### 3. 補助事業の変更について

補助対象事業者は、やむを得ない事情により、次の（1）又は（2）を行おうとする場合には、あらかじめ国土交通大臣の承認を得る必要があります。

- （1）補助金交付申請書に記載の事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更
- （2）補助事業の中止又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその指示に従う必要があります。

以上の手続きを行わず、事業の内容を変更し、交付決定した事業と異なる事業を実施したと判断された場合、当該事業は補助の対象となりませんので、ご注意願います。また、既に補助金を受領していた場合には、補助金の返還を求めることがありますのでご留意願います。

#### 4. 実績報告及び補助金の額の確定について

補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、事業実施箇所を管轄する各地方整備局等に実績報告書を提出して下さい。

事業実施箇所を管轄する各地方整備局等は、実績報告書を受領した後、交付申請に沿って補助事業が実施されたかについて書類審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行います。その報告、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定します。

#### 5. 補助金の経理

補助対象事業者は、補助事業に係る収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておく必要があります。

特に支出額については、支出内容を証する書類（契約書、支払領収書等）を整備し、収支簿とともに、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

#### 6. 事業中及び事業完了後の留意点

##### 6. 1 事業完了後の調査、会計検査等

補助対象事業者からの実績報告書の提出を受け、事業実施箇所を管轄する各地方整備局等が、関係資料の提出依頼及び現地調査を行う場合があります。

また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意下さい。

##### 6. 2 取得財産の処分の制限

補助対象事業者は、取得財産について、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又

は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」(平成 22 年国土交通省告示第 505 号)で定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する(以下、「処分」という。)ことは出来ません。

大臣の承認を受ける場合は、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還するとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付する必要があります。

#### 6. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第 29 条から第 33 条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。

#### 6. 4 本事業に関する事後評価・調査

補助期間終了の翌年に事業効果を所定の様式にて報告していただきます。様式については事業採択後に通知いたします。また、補助期間中若しくは終了後、本事業に関する調査等のために、アンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

#### 6. 5 情報の取り扱い等

本事業について広く一般に紹介するため、事業内容等に関する情報を、国土交通省のホームページ、パンフレットに掲載するなど、公開する可能性があります。

ただし、補助対象事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれがあるとして、補助対象事業者が申し出た場合は、原則公開しません。